

事業主・被保険者の皆様へ

平成19年3月1日以降も

政府管掌健康保険の介護保険料率については、これまでと変わらず1.23%です。

平成19年4月1日から医療保険制度改正により、

標準報酬月額、標準賞与額、傷病手当金、出産手当金等が改正されます。

■平成19年3月分以降の政府管掌健康保険の介護保険料率について

政府管掌健康保険の介護保険料率は、平成19年3月分(平成19年5月1日納付期限分)以降の保険料についても、これまでと変わらず1.23%です。40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方の政府管掌健康保険料率は、医療に係る保険料率(8.2%)と合わせて、9.43%となり変更はありません。

また、厚生年金保険にかかる保険料率についても変更はありません。

(注)健康保険組合に加入されている方の保険料率は、加入されている健康保険組合によって異なりますので、別途ご確認くださいようお願いいたします。

■健康保険の標準報酬月額の上限・下限および標準賞与額の上限の改正 (平成19年4月より)

保険料や保険給付金額の算出のもととなる健康保険の標準報酬月額は現在、「第1級(98,000円)～第39級(980,000円)の全39等級」となっていますが、改正に伴い、標準報酬月額の上限・下限にそれぞれ4等級追加され、「第1級(58,000円)～第47級(1,210,000円)の全47等級」に拡大されます。

また、健康保険の標準賞与額の上限は現在、「1ヶ月あたり200万円」となっていますが、改正に伴い、「年度の累計額540万円」となります。(年度は、毎年4月1日から翌年3月31日まで)

厚生年金保険については、これまでどおり標準報酬月額は「第1級(98,000円)から第30級(620,000円)」の全30等級、標準賞与額の上限は、「1ヶ月あたり150万円」です。

平成19年4月分からの保険料額表については、4ページをご覧ください。

【健康保険標準報酬月額の改正】

	改正前	改正後
等級	39等級	47等級
上限	980,000円	1,210,000円
下限	98,000円	58,000円

【健康保険標準賞与額上限の改正】

改正前 1回につき 200万円	➔	改正後 年度の累計額 540万円
-----------------------	---	------------------------

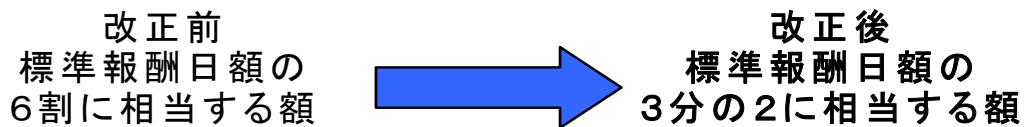
【標準報酬月額上下限の改正に伴う標準報酬月額の改定について(経過措置)】

平成19年4月1日時点での直近の定時決定または随時改定等の際に届出された内容(報酬月額)に基づき、新たに追加される等級に該当する被保険者の方については、保険者の職権で標準報酬月額の改定(平成19年4月～8月の標準報酬月額に適用)を行われます。
(4月に随時改定等を行う被保険者を除く。)

■ 傷病手当金・出産手当金の支給額の改正 (平成19年4月より)

被保険者が病気やけがのために仕事を休み、給料を受けられないときに支給される「傷病手当金」、被保険者が出産のために仕事を休み、給料を受けられないときに支給される「出産手当金」の支給額は現在、1日につき標準報酬日額の6割に相当する額が支給されています。

改正に伴い、「標準報酬日額の3分の2に相当する額」に引き上げられます。



■ 任意継続被保険者に対する傷病手当金・出産手当金の廃止 (平成19年4月より)

任意継続被保険者に支給されている傷病手当金・出産手当金について、支給が廃止されます。
なお、これ以外の現金給付(出産育児一時金、高額療養費、埋葬料等)については従来どおり支給されます。

■ 資格喪失後の出産手当金の廃止 (平成19年4月より)

資格喪失の日の前日まで被保険者期間が継続して1年以上あり、被保険者資格喪失後6ヶ月以内に
出産した場合に支給されている出産手当金が廃止されます。

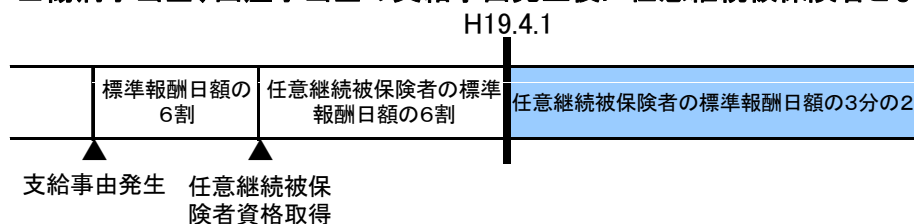
なお、出産育児一時金については、従来どおり支給されます。

【任意継続被保険者に対する傷病手当金および出産手当金の廃止にかかる経過措置について】

平成19年4月1日の前日において傷病手当金および出産手当金の支給を受けていた任意継続被保険者の方または受けることができる任意継続被保険者の方は、平成19年4月1日以降も支給されます。

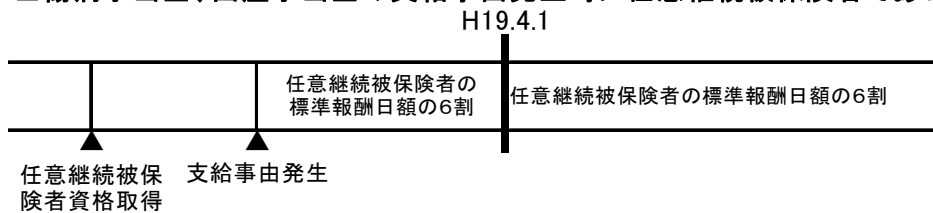
(経過措置事例)

■ 傷病手当金、出産手当金の支給事由発生後に任意継続被保険者となった方



支給事由が生じた後に任意継続被保険者となった方については、平成19年4月1日以降は、任意継続被保険者の標準報酬日額の3分の2に相当する額が支給されます。

■傷病手当金、出産手当金の支給事由発生時に任意継続被保険者であった方

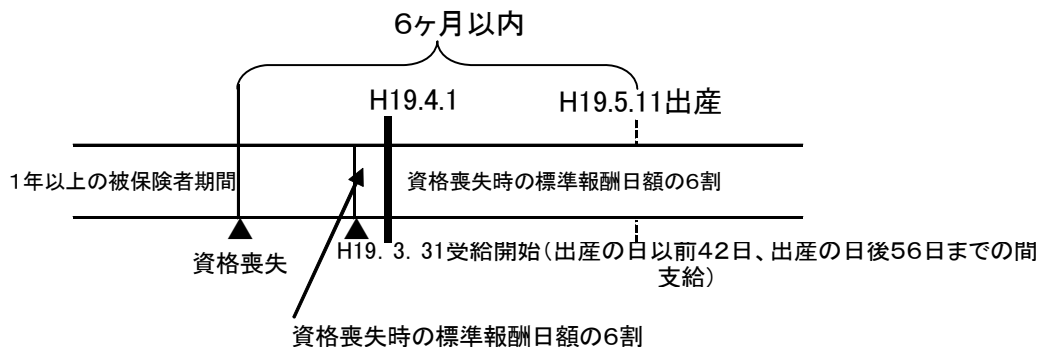


支給事由が生じた際に任意継続被保険者であった方については、平成19年4月1日以降も標準報酬日額の6割に相当する額が支給されます。

【資格喪失後6ヶ月以内に出産した方に対する出産手当金の廃止にかかる経過措置について】

平成19年3月31日において、資格喪失の日の前日までに被保険者期間が継続して1年以上あり、資格喪失後6ヶ月以内に出産した場合に支給される改正前の出産手当金を受けている方、または受けることができる方には、平成19年4月1日以後も出産手当金が支給されます。
(経過措置事例)

■資格喪失後6ヶ月以内である平成19年5月11日に出産した方



※平成19年3月31日において、資格喪失の日の前日までに被保険者期間が継続して1年以上あり、資格喪失後6ヶ月以内に出産した場合に支給される改正前の出産手当金を受けている方、または受けることができる方とは、平成19年5月11日までに出産した方が対象となります。

■高額療養費の現物給付化の実施（平成19年4月より）

医療機関での窓口負担を軽減するため、70歳未満の方についても、事前に社会保険事務所の認定を受けることにより、一医療機関ごとの入院費用の窓口での支払いを高額療養費における自己負担限度額までとすることが可能となります。

